

長崎市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年2月17日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸

令和6年度

監査報告

行政監査

(公用車の管理及び運用の状況について)

長崎市監査委員

目 次

第1	監査の種類	4
第2	監査の対象	4
第3	監査の範囲	4
第4	監査の期間	4
第5	監査の着眼点	4
第6	監査の実施内容	4
第7	監査の結果	4
1	公用車の保有状況	5
(1)	保有台数	5
(2)	部局別の保有台数	6
(3)	経過年数別の台数	8
(4)	総走行距離別の台数	10
(5)	経過年数及び総走行距離の分布	11
2	公用車に係る取扱い	12
(1)	公用車の運転の承認	12
(2)	自家用車の公務使用	12
(3)	備品台帳の整備	12
(4)	酒気帯びの有無確認	13
(5)	公用車の配置及び更新	13
(6)	自動車運転管理規則の制定及び運転日報の整備	14
(7)	リース導入	14
(8)	電気自動車の配置	14
3	公用車の配置状況	15
(1)	本庁及び本庁以外の配置状況	15
(2)	部局別本庁及び本庁以外の配置状況	16
(3)	本庁配置の公用車	18
4	共用車の稼働状況	20
(1)	共用車の稼働回数	20

(2) 共用車の年間走行距離	21
(3) 共用車の他所属使用率	21
(4) 共用車の集中管理	22
5 安全管理	23
(1) 点検・検査	23
(2) 安全装備	24
(3) 安全対策	25
6 監査の結果	28
7 監査委員の意見	28

(注意事項)

本書中の各比率は、原則として円単位で計算した率の小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

行政監査

第2 監査の対象

公用車を保有又は管理する市長部局、教育委員会、上下水道局その他の執行機関

第3 監査の範囲

令和5年度末現在、市が保有又は管理する公用車（パッカー車、消防車、出先機関に配置する車両等、運転手及び業務が限定される車両を除く。）を対象として、道路交通法その他関係法令等に基づき、公用車を適切に維持管理し、効率的な使用、適切な配置及び更新、適正な安全対策等が行われているかを重点項目とした。

第4 監査の期間

令和6年8月8日から 令和7年1月27日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 公用車が効率的に使用されているか。
- (2) 公用車の適切な配置及び更新がなされているか。
- (3) 公用車の運行管理が適正に行われているか。
- (4) 公用車の点検及び整備が適正に行われているか。
- (5) 公用車の安全対策が適正に行われているか。

第6 監査の実施内容

道路交通法その他関係法令等に基づき、全所属に対し、調査票による回答を受け、その結果を基に、関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を徴取し、必要に応じ現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。
監査の結果は次に述べるとおりである。

1 公用車の保有状況

(1) 保有台数

【表 1】

(単位 ; 台・%)

	台数	軽自動車		小型自動車		普通自動車			特種
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗合	
車種別台数	610	273		38		32			267
車種別構成比		44.8		6.2		5.2			43.8
用途別台数	610	50	223	14	24	10	7	15	267
用途別構成比		18.3	81.7	36.8	63.2	31.3	21.9	46.9	-

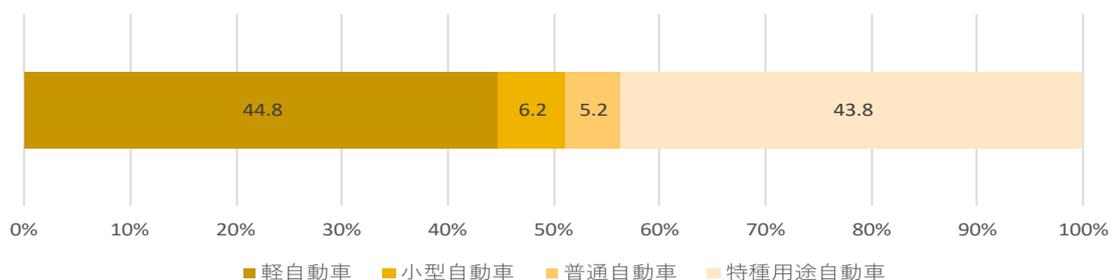
注 特種用途自動車は、種別区分をしない。

[公用車の区分]

- 「軽自動車」 … 長さ 3.4m以下、幅 1.48m以下、高さ 2.0m以下、総排気量 660cc 以下
- 「小型自動車」 … 長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下、総排気量 660cc を超え 2,000cc 以下
- 「普通自動車」 … 小型自動車より大きいもの
- 「特種」 … その他特種の用途に供する自動車（消防車、救急車、塵芥車など）、種別区分なし

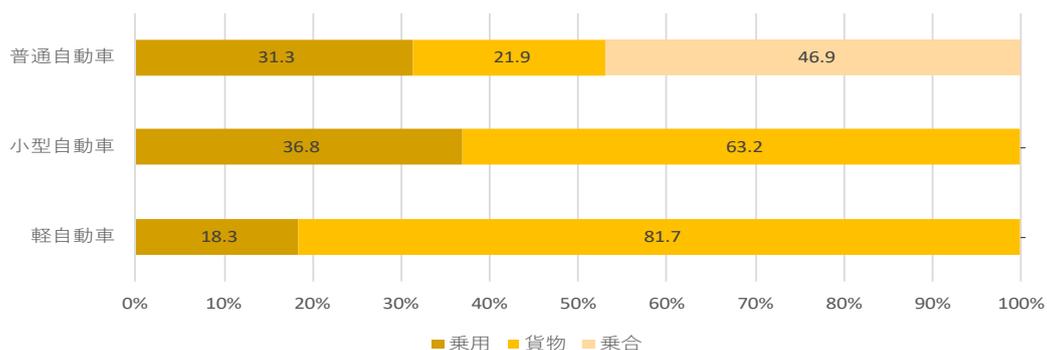
5 年度末現在で、長崎市が保有管理する公用車は 610 台であった。車種別では、軽自動車が最も多く 273 台 (44.8%) で、次に、特種用途自動車が 267 台 (43.8%) で、合わせて 88.6% となっている。残りは、小型自動車が 38 台 (6.2%)、普通自動車が 32 台 (5.2%) となっている。

車種別構成比



特種用途自動車を除く用途別では、軽自動車が貨物 223 台 (81.7%)、乗用 50 台 (18.3%) で、普通自動車が貨物 24 台 (63.2%)、乗用 14 台 (36.8%)、普通自動車が乗合 15 台 (46.9%)、乗用 10 台 (31.3%)、貨物 7 台 (21.9%) となっている。

用途別構成比



(2) 部局別の保有台数

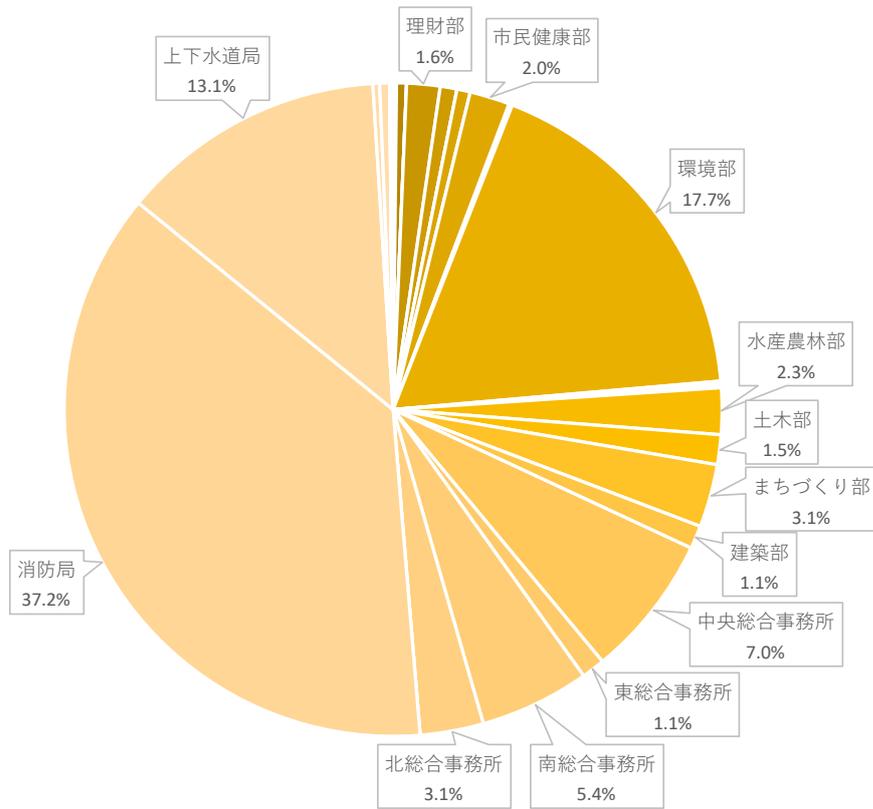
【表 2】

(単位：台・%)

部局	台数	軽自動車		小型自動車		普通自動車			特種	構成比
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗合		
防災危機管理室	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0.2
情報政策推進室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
秘書広報部	3	-	1	-	-	2	-	-	-	0.5
企画財政部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
総務部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
理財部	10	6	2	2	-	-	-	-	-	1.6
市民生活部	5	-	2	1	1	-	-	-	1	0.8
原爆被爆対策部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
福祉部	4	1	1	-	-	-	-	1	1	0.7
市民健康部	12	3	7	1	-	1	-	-	-	2.0
こども部	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.2
環境部	108	3	52	1	14	1	4	-	33	17.7
商工部	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.2
文化観光部	1	-	1	-	-	-	-	-	-	0.2
水産農林部	14	1	11	-	2	-	-	-	-	2.3
土木部	9	1	8	-	-	-	-	-	-	1.5
まちづくり部	19	2	3	-	-	-	-	14	-	3.1
建築部	7	1	6	-	-	-	-	-	-	1.1
中央総合事務所	43	7	34	1	1	-	-	-	-	7.0
東総合事務所	7	-	7	-	-	-	-	-	-	1.1
南総合事務所	33	4	21	2	4	1	-	-	1	5.4
北総合事務所	19	3	13	2	-	-	1	-	-	3.1
出納室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
消防局	227	-	1	1	-	2	2	-	221	37.2
上下水道局	80	15	52	1	2	1	-	-	9	13.1
議会事務局	2	-	-	-	-	2	-	-	-	0.3
教育総務部	3	-	1	2	-	-	-	-	-	0.5
学校教育部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
公平委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
監査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
農業委員会	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.2
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
計	610	50	223	14	24	10	7	15	267	

保有管理台数の多い部局は、消防局が 227 台 (37.2%)、次いで環境部が 108 台 (17.7%)、以下、上下水道局が 80 台 (13.1%)、中央総合事務所が 43 台 (7.0%)、南総合事務所が 33 台 (5.4%) と続いている。

部局別構成比



(3) 経過年数別の台数

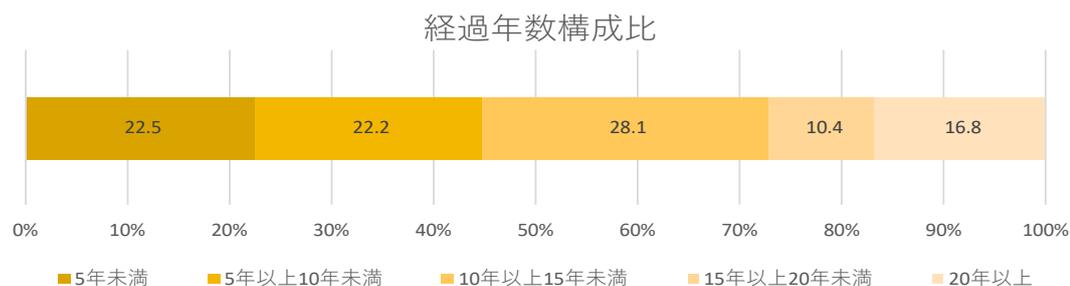
【表 3 - 1】

(単位：台・%)

部局	台数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
防災危機管理室	1	-	1	-	-	-
秘書広報部	3	2	-	1	-	-
理財部	10	3	1	1	2	3
市民生活部	4	-	-	1	-	3
福祉部	4	-	-	2	-	2
市民健康部	12	3	3	2	2	2
こども部	1	-	-	1	-	-
環境部	107	25	18	38	8	18
商工部	1	-	-	-	1	-
文化観光部	1	1	-	-	-	-
水産農林部	14	3	2	6	3	-
土木部	9	1	1	5	1	1
まちづくり部	19	-	2	3	9	5
建築部	7	1	1	3	2	-
中央総合事務所	43	12	8	20	-	3
東総合事務所	7	3	3	1	-	-
南総合事務所	33	11	4	4	5	9
北総合事務所	19	5	2	4	5	3
消防局	227	56	62	50	13	46
上下水道局	80	10	26	27	12	5
議会事務局	2	-	-	1	-	1
教育総務部	3	1	-	1	-	1
農業委員会	1	-	1	-	-	-
計	608	137	135	171	63	102
構成比		22.5	22.2	28.1	10.4	16.8

注 リース車両 2 台（市民生活部・環境部）を除く。

10 年以上 15 年未満の車両が 171 台（28.1%）と最も多く、次いで、5 年未満の車両 137 台（22.5%）と 5 年以上 10 年未満の車両 135 台（22.2%）がほぼ同数であり、以下、20 年以上経過した車両が 102 台（16.8%）、15 年以上 20 年未満の車両が 63 台（10.4%）となっている。



【表 3 - 2】

	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
台数	81	20	1
構成比	79.4	19.6	1.0

経過年数が20年以上経過した車両102台（16.8%）の内訳は、20年以上25年未満の車両が81台（79.4%）、25年以上30年未満の車両が20台（19.6%）、30年以上35年未満の車両が1台（1.0%）となっている。

経過年数が20年以上経過した車両は、消防局が46台（45.1%）及び環境部が18台（17.6%）と台数が多い。適正な管理及び整備により維持されているものだが、業務用車両であり、随時、車両状況の把握に努め、遅滞なく必要な車両の更新が求められる。

経過年数30年以上の車両は、環境部の出先機関に配置された普通乗用車で初度登録から32年経過しているが、本庁用務や現場用務など管理業務において使用している。

(4) 総走行距離別の台数

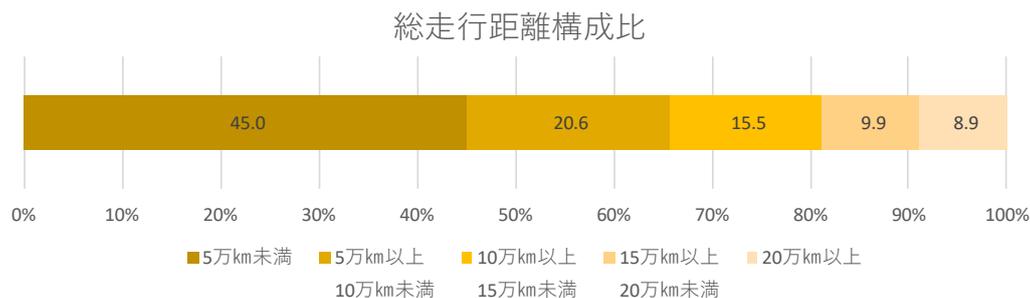
【表 4】

(単位：台・%)

部局	台数	5万km未満	5万km以上 10万km未満	10万km以上 15万km未満	15万km以上 20万km未満	20万km以上
防災危機管理室	1	1	-	-	-	-
秘書広報部	3	2	1	-	-	-
理財部	10	1	3	1	3	2
市民生活部	4	1	1	1	1	-
福祉部	4	-	1	2	1	-
市民健康部	12	6	2	3	1	-
こども部	1	-	-	1	-	-
環境部	105	14	19	17	26	29
商工部	1	-	1	-	-	-
文化観光部	1	1	-	-	-	-
水産農林部	14	3	4	3	3	1
土木部	9	-	2	3	3	1
まちづくり部	19	1	1	3	2	12
建築部	7	1	-	2	3	1
中央総合事務所	43	11	11	15	6	-
東総合事務所	7	3	4	-	-	-
南総合事務所	33	15	11	5	2	-
北総合事務所	19	6	2	8	1	2
消防局	227	184	26	8	3	6
上下水道局	80	22	34	21	3	-
議会事務局	2	-	-	1	1	-
教育総務部	3	1	1	-	1	-
農業委員会	1	-	1	-	-	-
計	606	273	125	94	60	54
構成比		45.0	20.6	15.5	9.9	8.9

注 リース車両 2 台（市民生活部・環境部）及び一部の特種車両（ライガー）2 台（環境部）を除く。

5万km未満の車両が 273 台（45.0%）で最も多く、次いで、5万km以上 10万km未満が 125 台（20.6%）、以下、10万km以上 15万km未満が 94 台（15.5%）、15万km以上 20万km未満が 60 台（9.9%）、20万km以上が 54 台（8.9%）となっている。



(5) 経過年数及び走行距離の台数分布

【表5】

(単位：台・%)

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	計
5万km未満 (構成比)	110 (18.2)	69 (11.4)	40 (6.6)	12 (2.0)	42 (6.9)	273 (45.0)
5万km以上 10万km未満 (構成比)	23 (3.8)	37 (6.1)	30 (5.0)	18 (3.0)	17 (2.8)	125 (20.6)
10万km以上 15万km未満 (構成比)	4 (0.7)	16 (2.6)	46 (7.6)	6 (1.0)	22 (3.6)	94 (15.5)
15万km以上 20万km未満 (構成比)	-	8 (1.3)	33 (5.4)	9 (1.5)	10 (1.7)	60 (9.9)
20万km以上 (構成比)	-	5 (0.8)	22 (3.6)	17 (2.8)	10 (1.7)	54 (8.9)
計 (構成比)	137 (22.6)	135 (22.3)	171 (28.2)	62 (10.2)	101 (16.7)	606 (100.0)

注 リース車両2台(市民生活部・環境部)及び一部特種車両ライガー2台(環境部)を除く。

経過年数20年以上で走行距離5万km未満の公用車42台(6.9%)は、走行区域が限定されている高島及び池島地区の公用車並びに消防局の公用車(特種用途車両)で義務的に配備されているものである。

また、経過年数20年以上で走行距離20万km以上の公用車10台(1.7%)は、まちづくり部の普通乗合自動車(コミュニティバス)が3台、環境部の普通貨物自動車が3台、小型貨物自動車及び軽貨物自動車がそれぞれ1台、理財部の軽乗用自動車が1台、消防局の普通乗用自動車が1台である。

2 公用車に係る取扱い

(1) 公用車の運転の承認

公用車の運転の承認に関する要綱（平成 30 年 6 月 18 日施行）において、公用車を運転しようとする職員は、毎年度 1 回定期的に、所属長の承認を受けなければならない（第 2 条第 1 項）こと及び所属長は、承認をしたときは、公用車運転職員登録台帳に登載しなければならない（第 2 条第 3 項）ことが規定されている。

登録及び承認にあつては、第 2 条第 2 項により、公用車を使用させる必要がある職員であつて、公用車を運転させることについて支障がないと認めるものとしている。

登録状況の調査の結果、各所属とも登録台帳が整備されていることを確認した。登録職員の年代別の状況は次のとおりである。

【表 6】 (単位：人・%)

	計	10代	20代	30代	40代	50代	60代
登録人数	2,681	18	644	566	480	773	200
構成比		0.7	24.0	21.1	17.9	28.8	7.5

他都市での運転免許証の更新漏れによる公用車運転の不祥事を受け、令和 5 年 9 月 26 日付け人号外「不祥事再発防止のための対策の徹底について（通知）」により、運転免許証の有効期限、住所地の確認及び運転前の運転免許証の携帯の確認を行うとともに、月に 1 回、台帳により有効期限確認を行うこととしている。

調査の結果、運転前の運転免許証の携帯確認については、運転者の所属において確認を行っていた。

(2) 自家用車の公務使用

公務能率の向上を図るため、職員が所有する自家用自動車を公務に使用することについて、「職員の自家用車の公務使用に関する要綱」（平成 24 年 12 月 20 日制定）を定めている。

当該要綱第 3 条により、「公用車及び公共交通機関の利用ができないとき」、「これらの利用が公務遂行の能率を著しく低下させると認めるとき」、また、第 4 条により、「あらかじめ登録すること」、第 7 条において、「使用するときの任命権者の承認」がそれぞれ規定されている。

調査の結果、5 年度末時点において、17 所属で登録があり、うち 14 所属で使用承認が行われていた。登録所属は、各地域センターなど本庁以外が 13 所属を占め、本庁等での用務のための使用であった。

なお、同要綱第 11 条の規定により、旅費は、任命権者が別に定める方法により算定した額を支給することとしている。

(3) 備品台帳の整備

会計規則第 61 条第 1 項により、備品台帳を整備する旨規定されている。

同条第 2 項の規定により、備品台帳の調整は、備品管理システムに登録することにより行うこととなっている。

さらに、第 62 条の 3 第 1 項及び第 2 項により、価格が 50 万円以上の備品については、重要備品記録票を備え、整備しなければならないこととなっている。

調査の結果、公用車に係る備品管理システムの登録項目が不統一となっており、公用車に係る基礎データとしての活用はなされていない。

(4) 酒気帯びの有無確認

平成 21 年 4 月 2 日付け人号外「アルコールチェッカーの配布について（通知）」により、公用車を保有する所属にアルコールチェッカーを配布している。

また、令和 4 年 3 月 25 日付け人号外「公用車利用時における酒気帯び有無の確認の実施について（通知）」により、飲酒運転防止に努めているところである。

さらに、令和 5 年 11 月 24 日付け人号外「公用車利用時におけるアルコールチェッカーを利用した酒気帯び有無の確認の実施について（通知）」は、令和 5 年 12 月 1 日付けで施行された改正道路交通法施行規則により、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、確認結果の記録及びその 1 年間保存が義務化されたことに伴い発出されたものである。

調査の結果、公用車を保有するすべての所属において、運転前にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が行われ、その確認結果の記録及び保存にあつては、運転日報に酒気帯び確認の結果の記載項目を設けているものや、別表に記載しているものがあつたが、すべて保存されていることを確認した。

(5) 公用車の配置及び更新

ア 配置について

上下水道局を除く市長部局その他の執行機関（以下「市長部局等」という。）の配置については、業務専用車両を除き、行政体制整備室が判断している。

なお、特に基準等は定めておらず、総合的に判断している。

上下水道局の配置については、経理課が判断している。公用車の削減に努めており、基本的に新規配置は行っていない。

イ 更新について

市長部局等の更新については、業務専用車両を除き、行政体制整備室が判断している。

なお、特に基準等は定めておらず、総合的に判断している。

上下水道局の更新については、経理課が判断している。使用年数、総走行距離及び車検年度により更新基準を定めている。

調査の結果、経過年数及び総走行距離の構成比を見ると、概ね経過年数及び総走行距離が長い車両の比率は低くなっており、順次、経過年数及び総走行距離が長い車両が更新されていることが確認された。

5年度の初度登録台数は次のとおりである。

【表7】

(単位；台・%)

	台数	軽自動車		小型自動車		普通自動車			特種
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗合	
車種別台数 (うちEV車)	19	13 (5)		-		-			6
車種別構成比		68.4		-		-			31.6
用途別台数 (うちEV車)	19	2 (2)	11 (3)	-	-	-	-	-	6
用途別構成比		15.4	84.6	-	-	-	-	-	-

注 特種用途自動車は、種別区分をしない。

5年度は、軽自動車13台、特種用途車両6台の計19台を購入している。
そのうち、電気自動車（以下「EV車」という。）は、軽自動車5台である。

(6) 自動車運転管理規則の制定及び運転日報の整備

自動車運転管理規則については、上下水道局において「上下水道局自動車安全運転管理等要綱」を定め、法令遵守義務、安全運転管理者、公用車ごとの管理責任者の設置、運転日報の様式などを規定しているが、市長部局等においては、定められていない状況である。

そのため、市長部局等の運転日報については、統一された様式が定められておらず、各所属独自で様式を作成し、使用している状況である。

(7) リース導入

長期継続契約に基づく公用車のリース契約が可能であるが、長期継続契約によるリース車両はなかった。

(8) 電気自動車の配置

5年10月に策定された長崎市地球温暖化対策実行計画において、公用車（特殊車両除く）の総数（343台）に占めるEV車・PHEV（プラグインハイブリッド）車の割合を2030（令和12）年までに50%（171台）以上にする旨の数値目標を掲げている。

これまでの導入実績は次のとおりである。

【表8】

(単位：台)

初度登録年	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H30	R01	R02	R03	R05	計
台数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	5	21

5年度末までに、計21台のEV車を購入し、本庁に11台、本庁以外に10台それぞれ配置されている。

3 公用車の配置状況

(1) 本庁及び本庁以外の配置状況

【表 9】

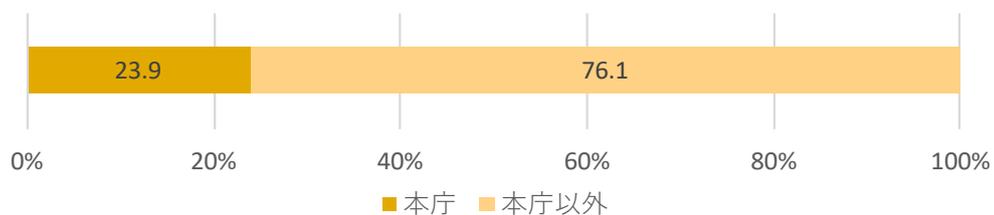
(単位；台・%)

	台数	軽自動車	小型自動車	普通自動車	特種
本庁	146	122	9	5	10
構成比	23.9	83.6	6.2	3.4	6.8
本庁以外	464	151	29	27	257
構成比	76.1	32.5	6.3	5.8	55.4

注 特種用途自動車は、種別区分をしない。

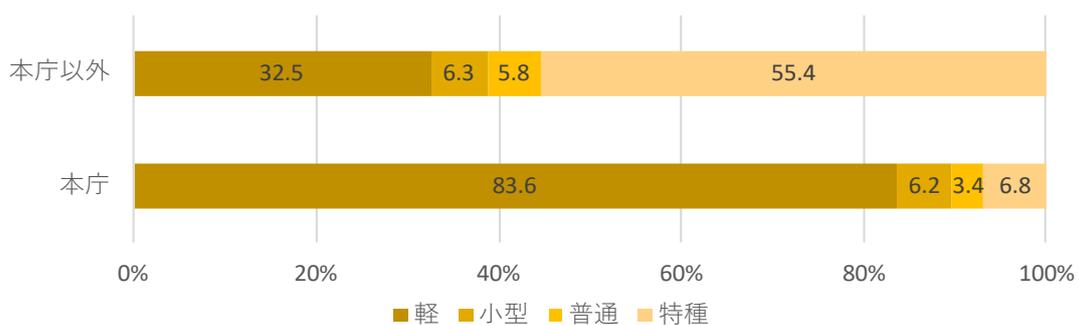
公用車の配置状況は、本庁が 146 台 (23.9%)、本庁以外が 464 台 (76.1%) となっており、約 4 分の 1 が本庁に配置されている。

本庁・本庁以外構成比



車種別構成比は、本庁では軽自動車が 122 台 (83.6%) で、本庁以外では特種用途自動車 257 台 (55.4%) と半数以上を占めている。

本庁・本庁以外車種別構成比



(2) 部局別本庁及び本庁以外の配置状況

【表10】

(単位：台・%)

部局	台数	本庁					本庁以外				
		軽	小型	普通	特種	計	軽	小型	普通	特種	計
防災危機管理室	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
秘書広報部	3	1	-	2	-	3	-	-	-	-	-
理財部	10	8	2	-	-	10	-	-	-	-	-
市民生活部	5	1	2	-	-	3	1	-	-	1	2
福祉部	4	2	-	-	-	2	-	-	1	1	2
市民健康部	12	6	-	-	-	6	4	1	1	-	6
こども部	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
環境部	108	15	1	-	-	16	40	14	5	33	92
商工部	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
文化観光部	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
水産農林部	14	7	-	-	-	7	5	2	-	-	7
土木部	9	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-
まちづくり部	19	3	-	-	-	3	2	-	14	-	16
建築部	7	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-
中央総合事務所	43	16	-	-	-	16	25	2	-	-	27
東総合事務所	7	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7
南総合事務所	33	-	-	-	-	-	25	6	1	1	33
北総合事務所	19	-	-	-	-	-	16	2	1	-	19
消防局	227	-	-	-	-	-	1	1	4	221	227
上下水道局	80	43	2	1	9	55	24	1	-	-	25
議会事務局	2	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
教育総務部	3	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-
農業委員会	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
計	610	122	9	5	10	146	151	29	27	257	464
構成比		83.6	6.2	3.4	6.8	23.9	32.5	6.3	5.8	55.4	76.1

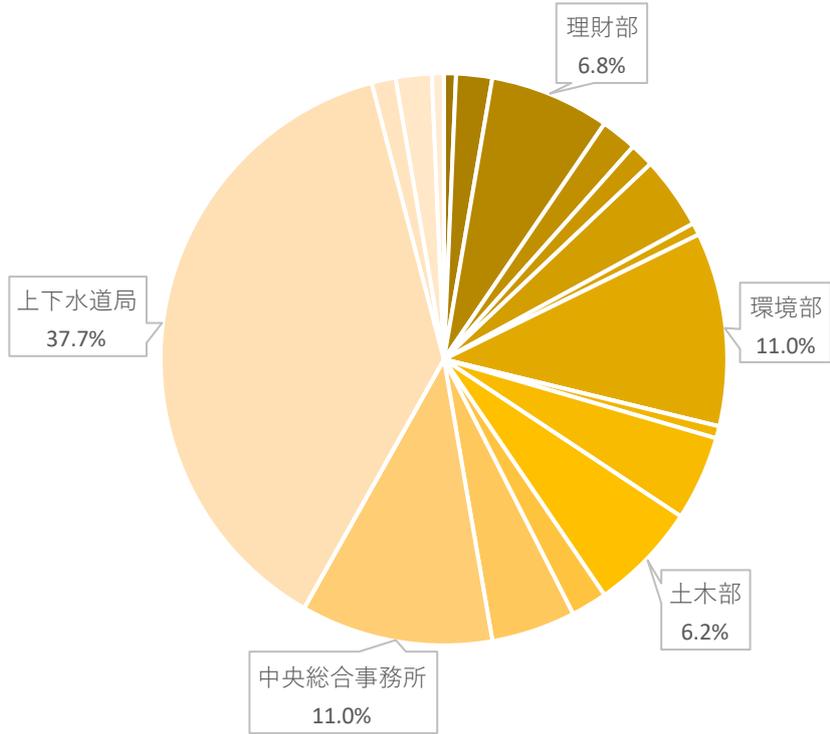
本庁の配置は、用務地までの移動手段として、また、秘書課の市長公用車、環境部の環境パトロール車、上下水道局の給水作業車など、所管の業務遂行のための配置がなされている。

本庁で配置台数が多い部局は、上下水道局が55台(37.7%)で、次いで環境部と中央総合事務所がそれぞれ16台(11.0%)、理財部が10台(6.8%)の順で続いている。

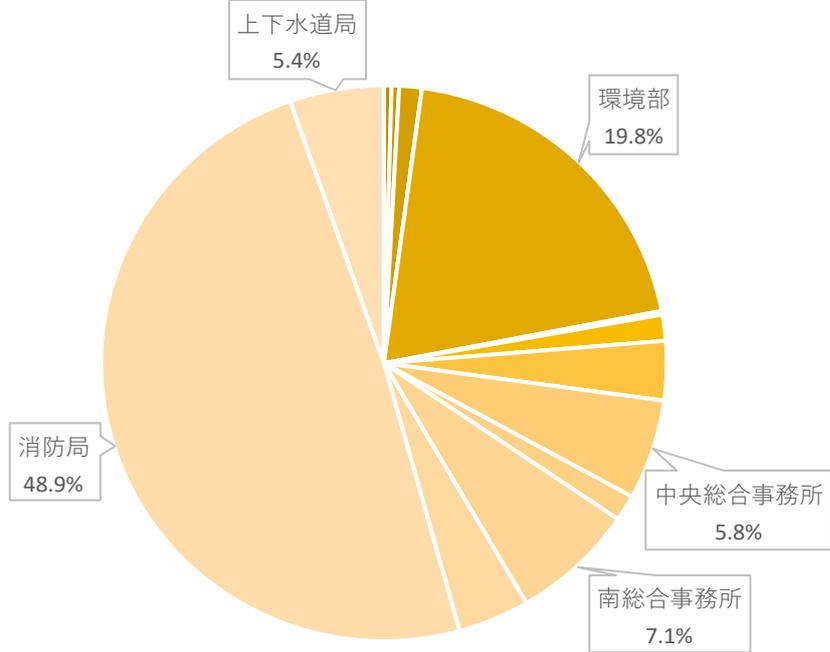
本庁以外の配置については、各総合事務所や地域センターに地理的要因や公共交通の状況により用務地までの移動手段として、また、各消防署や各出張所、環境部の各環境センター、中央総合事務所地域整備1課の各現場事務所、上下水道局の各施設など、業務区域における所管業務遂行のための配置となっている。

本庁以外で配置台数が多い部局は、消防局(各消防署、出張所等)が227台(48.9%)で、次いで環境部(各環境センター)が92台(19.8%)で特種用途車両を含む配置が中心である。以下、南総合事務所が33台(7.1%)、中央総合事務所が27台(5.8%)、上下水道局が25台(5.4%)の順で続いている。

本庁部局別



本庁以外部局別



(3) 本庁配置の公用車

本庁に配置されている公用車は、その配置目的ごとに次のとおり区分される。

共用車 …用務地までの移動手段として配置され、保有所属が使用しない時間は他の所属が使用できる公用車

専用車 …保有所属の所管業務遂行のため専用に配置された公用車（他の所属が使用できない公用車）

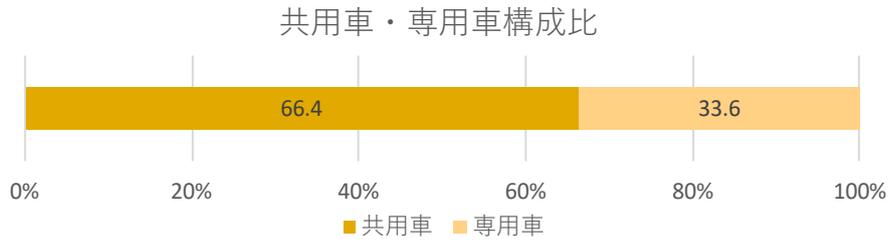
専用車の内訳は、防災危機管理室の防災業務、秘書課の市長公務、理財部の資産管理業務、環境部の環境パトロール業務、まちづくり部の地籍調査業務、上下水道局の給水配水施設維持管理業務、議会事務局の議長公務となっている。

【表11】

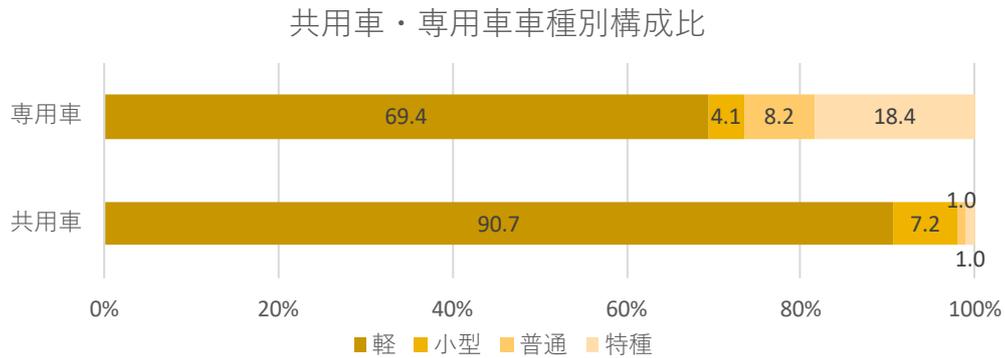
(単位：台・%)

部局	台数	本庁									
		共用車					専用車				
		軽	小型	普通	特種	計	軽	小型	普通	特種	計
防災危機管理室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
秘書広報部	3	1	-	-	-	1	-	-	2	-	2
理財部	10	7	2	-	-	9	1	-	-	-	1
市民生活部	3	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-
福祉部	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
市民健康部	6	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-
こども部	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
環境部	16	8	1	-	-	9	7	-	-	-	7
文化観光部	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
水産農林部	7	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-
土木部	9	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-
まちづくり部	3	2	-	-	-	2	1	-	-	-	1
建築部	7	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-
中央総合事務所	16	16	-	-	-	16	-	-	-	-	-
上下水道局	55	18	-	1	1	20	25	2	-	8	35
議会事務局	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
教育総務部	3	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-
農業委員会	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
計	146	88	7	1	1	97	34	2	4	9	49
構成比		90.7	7.2	1.0	1.0	66.4	69.4	4.1	8.2	18.4	33.6

本庁に配置されている公用車 146 台の使用形態は、共用車が 97 台 (66.4%)、専用車が 49 台 (33.6%) の配置となっている。



共用車は、軽自動車が 88 台 (90.7%)、専用車は、軽自動車が 34 台 (69.4%) と、軽自動車が多くを占めている。



4 共用車の稼働状況

共用車 97 台について、本庁（上下水道局除く。）配置 77 台、上下水道局配置 20 台の稼働状況は次のとおりである。

(1) 共用車の稼働回数

運転日報により、5 年度中の稼働回数を確認した。運転日報は一つの用務ごとに記載するため、別用務で 1 日に数回稼働する場合があるが、稼働日、用務時間、移動距離は考慮せず、単に年度中の稼働回数を確認した。

【表12】

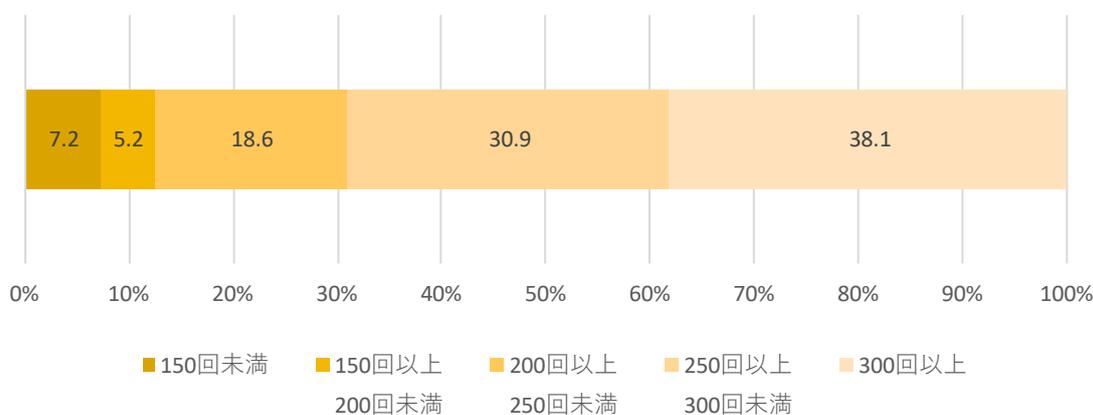
(単位：台・%)

	台数	150回未満	150回以上 200回未満	200回以上 250回未満	250回以上 300回未満	300回以上
本庁（上下水道局除く）	77	2	5	14	22	34
構成比		2.6	6.5	18.2	28.6	44.2
上下水道局	20	5	-	4	8	3
構成比		25.0	-	20.0	40.0	15.0
計	97	7	5	18	30	37
構成比		7.2	5.2	18.6	30.9	38.1

5 年度の開庁日数は 243 日で、概ね年間 200 回以上（80.0%以上）の稼働回数をもって良好な稼働実績とした場合、本庁（上下水道局除く。）では 70 台（90.9%）、上下水道局では 15 台（75.0%）について、稼働状況は一定良好であったと判断される。

なお、稼働回数 200 回未満の公用車については、用途、稼働実績を精査のうえ配置等の再考の余地があると思料される。

共用車用務回数



(2) 共用車の年間走行距離

運転日報により、5年度中の走行距離を確認した。

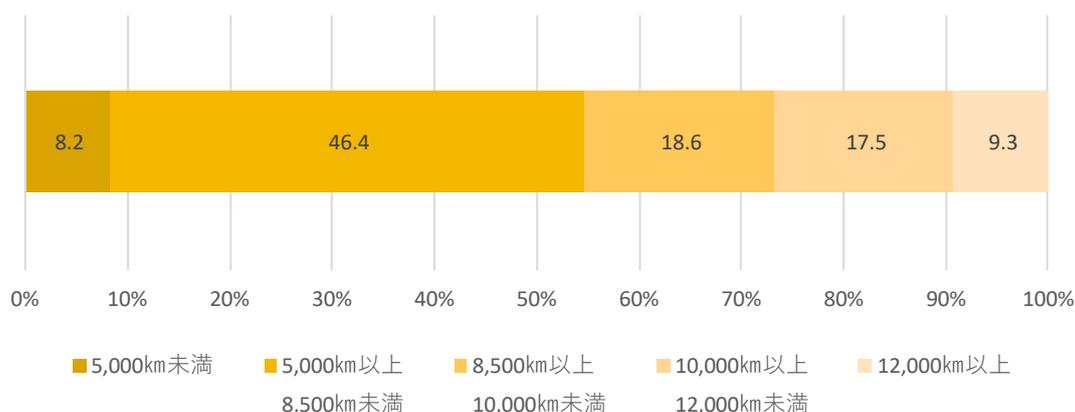
ただし、走行距離については、用務地までの距離や用務先の数に影響されるため、有効利用に言及することは控える。

【表13】

(単位：台・%)

	台数	5,000km未満	5,000km以上 8,500km未満	8,500km以上 10,000km未満	10,000km以上 12,000km未満	12,000km以上
本庁（上下水道局除く）	77	6	29	17	16	9
構成比		7.8	37.7	22.1	20.8	11.7
上下水道局	20	2	16	1	1	-
構成比		10.0	80.0	5.0	5.0	-
計	97	8	45	18	17	9
構成比		8.2	46.4	18.6	17.5	9.3

共用車走行距離



(3) 共用車の他所属使用率

運転日報により、5年度中の保有所属以外の使用回数を確認した。

他所属使用率 25%未満が 60%超であり、ほとんどが保有管理する所属において使用されている。

各所属が保有する公用車は、原則、当該所属の用務のため配置されたものであり、使用の優先権は当該保有所属が有している。

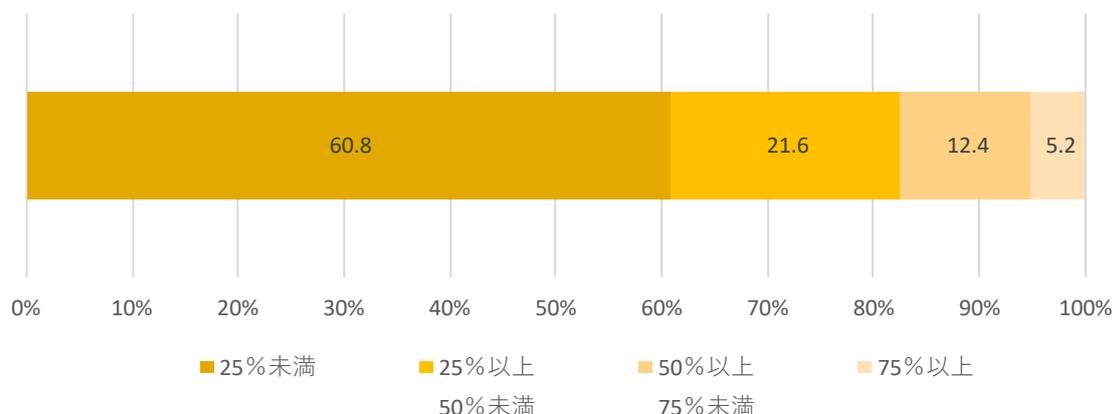
【表14】

(単位：台・%)

	台数	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上
本庁（上下水道局除く）	77	43	20	9	5
構成比		55.8	26.0	11.7	6.5
上下水道局	20	16	1	3	-
構成比		80.0	5.0	15.0	-
計	97	59	21	12	5
構成比		60.8	21.6	12.4	5.2

共用車の他所属使用率は、25%未満が本庁（上下水道局除く。）で 43 台（55.8%）、上下水道局で 16 台（80.0%）であった。

共用車他所属使用



(4) 共用車の集中管理

本庁（上下水道局除く。）では、財産活用課（現在は庁舎管理課）が保有管理する公用車と、各所属が保有管理する公用車がある。

財産活用課が保有管理する公用車と、各所属が保有管理する公用車のうち一部公用車については、メールシステムによる予約の集中管理を行っている。

この集中管理システムでは、財産活用課の公用車は 4 台が登録され、2 週間前から日時を指定して使用する所属が予約できる。一方、各所属の公用車は 35 台が登録されているが、原則として、保有所属の使用が優先されるため、他所属が予約できるのは、使用 7 日前、使用 3 日前からに限定されている。

77 台の共用車のうち 39 台（50.6%）が集中管理システムによる予約の対象となっている。

上下水道局においては、共用車 20 台すべてがメールシステムによる予約の集中管理を行っている。

なお、本庁（上下水道局除く。）の公用車について、行政体制整備室が、平成 26 年 5 月に「公用車の廃車等の基準」を定めている。

【方針】

- 1 稼働時間又は走行距離のいずれかが基準に満たない車両
 - ・集中管理の車両は「廃車」
 - ・集中管理以外の車両は「集中管理へ移行」
- ※「集中管理」とは、メールシステムによる予約の集中管理をいう。
- 2 稼働時間及び走行距離のどちらも、基準に満たない車両
 - ・管理形態にかかわらず「廃車」

【基準】

稼働時間	775 時間以下（稼働率 40%以下）
走行距離	8,500 km

調査の結果、本庁（上下水道局除く。）の公用車で、走行距離 8,500 km 未満である

が、集中管理システムの管理対象になっていない公用車も確認され、登録及び廃止の管理が適正に行われていない。

集中管理システムにおいては、予約が2週間前、7日前又は3日前からとなっており、財産活用課以外の所属保有の車両にあつては、ほとんどの公用車が所属の用務で予約済みとなっており、結果として、公用車を保有する所属に直接問い合わせなければ確保できない状況となっている。

5 安全管理

(1) 点検・検査

ア 日常点検

道路運送車両法第47条の2第1項の規定により、自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならないとされている。

- | | |
|----------|----------------|
| ①ブレーキ液の量 | ④タイヤの空気圧 |
| ②ランプ等の点灯 | ⑤ブレーキの踏み等 |
| ③タイヤの亀裂等 | ⑥駐車ブレーキの引きしろ 等 |

調査の結果、日常点検として、運転日報に記載された項目の点検が実施されている。

イ 定期点検

道路運送車両法第48条第1項の規定により、自動車の使用者は、国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならないとされている。

また、同法第49条第1項の規定により、自動車の使用者は、定期点検整備の記録簿を当該自動車に据え置き、点検整備の内容を記載しなければならないとされている。

調査の結果、公用車を保有管理する所属がそれぞれ手続きし点検を受けているが、複数の所属で定期点検を受けていない公用車が確認された。

ウ 車検（新規検査・継続検査）

道路運送車両法第58条第1項において、「国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。」旨規定されている。

また、同法第66条第1項の規定により、自動車は、「自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。」とされている。

なお、同法第108条第1項第1号において、「違反した者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」こととされ、同法第111条第1項第2号の規定により、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」こととされている。

本市においては、他都市での車検切れ公用車の公道走行の事案発生を受け、令和6年6月25日付け人号外「交通法規の遵守等の徹底について（通知）」で、車検期

限の貼付け等による有効期限切れの防止対策について通知がなされている。

エ 随時修繕

共用車について、5年度の修繕件数を確認した。

【表15】

(単位：台・%)

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	計
5万km未満 (構成比)	6 (12.8)	-	-	-	-	6 (12.8)
5万km以上 10万km未満 (構成比)	-	4 (8.5)	-	2 (4.3)	-	6 (12.8)
10万km以上 15万km未満 (構成比)	-	2 (4.3)	8 (17.0)	1 (2.1)	6 (12.8)	17 (36.2)
15万km以上 20万km未満 (構成比)	-	-	10 (21.3)	3 (6.4)	3 (6.4)	16 (34.0)
20万km以上 (構成比)	-	-	-	2 (4.3)	-	2 (4.3)
計 (構成比)	6 (12.8)	6 (12.8)	18 (38.3)	8 (17.0)	9 (19.1)	47 (100.0)

調査の結果、修繕については、5年度は47件実施されている。経過年数、走行距離ごとに分類すると、10年以上経過し、10万km以上走行している公用車が33台(70.2%)で、年数が経過し、走行距離も延びて消耗している公用車が点検及び検査以外で多く修繕されている。

(2) 安全装備

ア ドライブレコーダー

公用車運転中の事故が散発するなか、事故状況の確認のため、令和4年12月7日付け人号外「公用車へのドライブレコーダーの設置及び活用について(通知)」により、ドライブレコーダーの設置について、次のとおり基準を定めている。

(設置時期)

- ① 令和5年4月1日以降の新規公用車 … 5年度設置
- ② 既存公用車で令和3年度の走行距離が1万km以上 … 5年度設置
- ③ ①②以外の公用車 … 次回車検時に設置

(規格)

200万画素以上、720P：1280×720以上、前方カメラのみ

調査の結果、共用車で57台(55.3%)が設置済みであった。通知に基づき、計画性をもって、早期に全ての公用車について設置を完了する必要がある。

イ その他安全装備

一部の公用車については、ナビゲーションシステム、AEB（衝突回避支援システム）装置を装備している旨の回答があった。

安全運転技術は、日々進歩しており、新しい車種になればなるほど、安全装備が拡充されるため、安全面からも、積極的な車両更新は望ましいと思われる。

(3) 安全対策

ア 保険加入

(ア) 自動車損害賠償保険（強制保険）

自動車損害賠償保険（強制保険）は、有資格業者への輪番で契約している状況である。加入手続きについては、教育委員会及び上下水道局の公用車がそれぞれで行っている以外は、財産活用課が各部局分を一括して行っている。

自動車損害賠償法第5条により、「自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。」旨規定されている。

また、第8条では、「自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。」とされている。

なお、第86条の3第1号により、「第5条の規定に違反したとき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と、同法88条第1号により、「第8条の規定に違反したとき30万円以下の罰金に処する。」と、同法第90条により、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第86条の3第1項又は第87条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」とそれぞれ規定されている。

(イ) 自動車損害共済委託（任意保険）

自動車損害共済委託（任意保険）は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済（相互救済事業）に加入しており、加入手続きについては、教育委員会及び上下水道局の公用車がそれぞれで行っている以外は、財産活用課が各部局分を一括して行っている。

【補償内容】

車両保険 車両見積額を上限とする
対物保険 500万円
対人保険 無制限

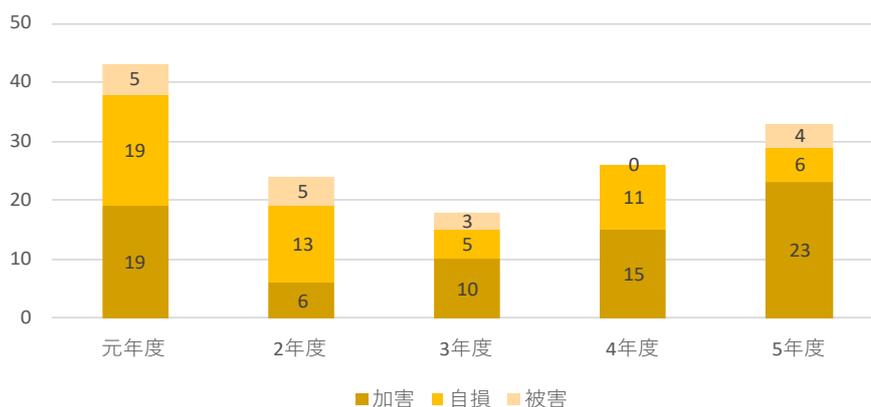
イ 事故件数

【表16-1】

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加害	19	6	10	15	23
自損	19	13	5	11	6
被害	5	5	3	-	4
計	43	24	18	26	33

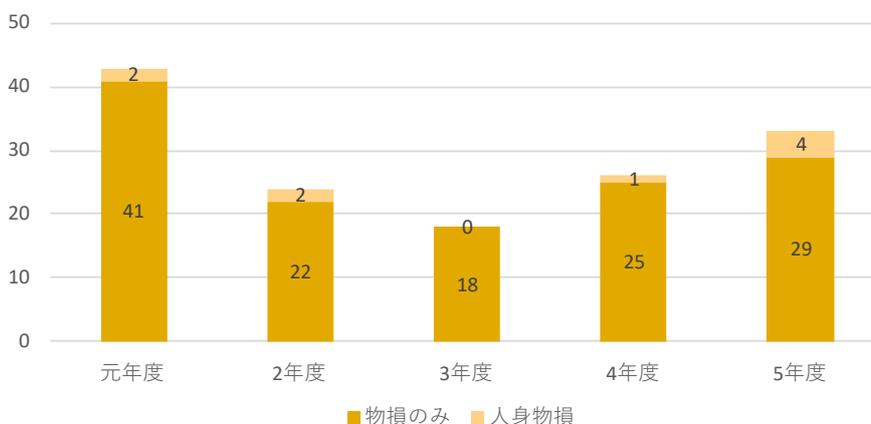
年度別加害・被害・自損別件数



【表16－2】 (単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
物損のみ	41	22	18	25	29
人身物損	2	2	-	1	4
計	43	24	18	26	33

年度別人身物損・物損のみ別件数



2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症対策により公用車の使用が減少したため事故件数が減少していたが4年度以降増加傾向にある。

事故との関係（加害・被害・自損）では、加害者である割合が最も多く、事故の対象（物損のみ・人身物損）では、物損事故の割合が多い。

加害物損事故の防止対策は、車両の周辺状況の確認であり、随時、交通安全管理所属から通知されている「周囲の十分な安全確認」、「同乗者の車両誘導」などを徹底することで防止できることから、今後とも継続した職員の安全教育が求められる。

ウ 安全運転管理者

各所属が公安委員会に届け出、人事課で取りまとめ、管理している状況である。道路交通法第74条の3第1項により、「自動車の使用者は、自動車の本拠ごとに、

安全運転管理者を選任しなければならない。」、同条第4項により、「安全運転管理者の業務を補助させるため、副安全運転管理者を選任しなければならない。」旨規定されている。

道路交通法施行規則第9条の8第1項により、選任を必要とする自動車の台数は、安全運転管理者は5台、副安全管理者は20台となっている。

現在、本庁及び出先機関において、安全運転管理者12名、副安全運転管理者20名が選任されている。

エ 安全教育

市長部局等では、人事課において、事故を起こした職員に対する自動車学校での研修や安全運転管理者を対象とした県外研修の受講の実施、毎月発行している「安全衛生だより」による事故事例や安全対策の周知啓発などを行っている。

上下水道局では、経理課において、講習会の実施、現状と対策について調査分析した資料による周知啓発などを行っている。

オ 洗車

今回、本庁配置の共用車の洗車頻度について調査を行ったが、7割が1年に1回も洗車していない状況であった。

公用車は市有財産であり、運行の際には市民の目に触れる機会も多く、極度に汚れた状態のままではその管理状況について疑念を持たれる場合もある。

また、洗車することにより、視界の確保、異常箇所の発見に有用であるため、定期的に洗車することを勧める。

【表17】

(単位：台・%)

	台数	月1回以上	半年1回以上	年1回以上	していない
本庁	97	-	5	24	68
構成比		-	5.2	24.7	70.1

6 監査の結果

公用車の定期点検について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 公用車の定期点検の実施について

[自治振興課、子育てサポート課、環境整備課、景観推進室及び学校施設課]
道路運送車両法により、一定期間ごとに自動車を点検しなければならない旨規定されているが、複数の所属において、定期点検をしていない車両が確認された。
同法に基づき、適切に定期点検を実施されたい。

7 監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが監査委員として次のとおり意見を述べる。

(1) 市長部局等における安全運転管理規則等の制定について [人事課]

上下水道局においては、「上下水道局自動車安全運転管理要綱」を制定し、課長の責務、運転者等の安全管理義務、運転日報、車両責任者の設置、職員研修、事故の報告について、その取扱いを定めている。

しかしながら、市長部局等においては、この規定がなく、公用車を保有管理する課長の責務が明文化されていない。運転免許証の有効期限及び所持の確認や、酒気帯び運転の有無確認の取扱いについては人事課から通知が発出されているものの、違反事案が生じる度に、通知が頻発されている状況である。

このことから、運転日報についても統一的な様式が定められておらず、各所属が個別に様式を作成し、その記載項目も統一されていない。

また、一部の公用車は、傷やへこみが見られ、公用車の保有所属もその傷等がいつ付けられたのか把握できないものも少なくない。

市長部局等においても、安全運転管理に係る規則等を制定し、軽微な事故も漏れなく報告するルールを合わせて整備するなど、適切に公用車が管理及び運用される仕組みづくりについて整理されたい。

(参考) 一部公用車の状況



(2) 安全運転管理者の選任について [人事課]

安全運転管理者の選任については、道路交通法及び同法施行規則により、自動車の使用の「本拠」ごとに選任することとなっている。使用の「本拠」を組織とみれば必

要な人数が選任されているが、施設とみれば一部の出先機関において選任されていない事案が生じることとなる。

使用の「本拠」について、警察等関係機関に確認のうえ、安全運転管理者の選任について、適切に行われるよう留意されたい。

(3) 安全教育について [人事課]

公用車の事故件数については、コロナ禍による外勤等の機会が減少したこともあり、2年度及び3年度は減少していたが、4年度は増加に転じ、5年度はさらに増加し、コロナ禍前の水準に迫っている状況である。

こうした中、上下水道局においては、交通事故の発生状況、事故原因と対策、職員としての心得などをまとめ、「交通事故の現状と対策」として分析を行い整理しているが、市長部局等は、「安全衛生だより」で交通事故の事例や安全対策等の周知は図っているものの、具体的な分析等は実施していない。

交通事故の分析等を行うことで、事故の傾向等が分かり、安全教育をどの世代や職種等に重点的に実施すべきか見えてくると思うので、市長部局等においても、交通事故の状況や原因等を分析し、安全教育が必要な職員に対し啓発活動が十分に行われるよう研究されたい。

(4) 公用車の管理運用データの一元化について [庁舎管理課]

車両管理については、長崎市会計規則第61条及び第62条の3において、備品登録システムへの登録及び重要備品台帳の作成が規定されているが、備品登録システムへの登録項目が統一されていないため、車両管理に関する基礎データとして活用できない状況である。

また、市長部局等の公用車に係る任意保険及び自賠責保険の手続きについては、事務を統括する庁舎管理課に車検の有効期限に関する基礎的データがなく、自賠責保険の継続加入手続きの際には、公用車を保有管理する所属からの申込を受け、漏れがないか全庁に文書で照会する等、非効率な事務処理となっており、ヒューマンエラーによる加入漏れが生じる可能性を否定できない。

他都市では、運転免許証の有効期限の確認、アルコールチェック、鍵の貸出、運転日報、運行実績のデータ分析、車検有効期限の確認など、公用車に係る事務を一括して管理できるシステムを導入している事例もあり、また、本市においても、長崎市行政経営プラン（令和7年度～令和12年度）に公用車の一元管理に取り組むことを掲げているところであることから、基本的な内部事務である公用車の管理運用について、車両データ管理、運転者登録、運転日報の作成及び運用実績の統計など、システムの一元化を図り、事務の効率化に取り組まされたい。

(5) 長期継続契約等による公用車の導入について

長期継続契約による公用車の賃貸借契約は、車検や修理等を含んだ、いわゆるメンテナンスフリーの契約であり、車検や定期点検、随時の修繕、車両更新等、管理面において有用であり、また、保険契約手続等においても、職員が行う必要がなく、事務の省力化の観点からも、その効果が期待でき、他都市においても導入が進んでいるところである。

しかしながら、本市における長期継続契約による公用車の導入は、現在のところ、議会事務局が6年度に導入したのみであるので、今後は、購入だけではなく、長期継

続契約やカーシェアリング等の新たな契約方法について調査及び研究し、公用車の適切な管理運用等について検討されたい。

(6) 公用車の洗車について

今回の監査において、公用車の洗車頻度について調査を行ったが、多くの公用車が1年に1度も洗車していないという結果であった。本文でも述べたとおり、公用車は市有財産であり、市民の目に触れる機会も多く、その管理は適切に行なわれなければならない。

公用車を使用するすべての職員は、自家用車であれば大切に使用するのと同様に、公用車に対しても、長く、快適に乗車できるよう日頃から大切に使用し、適切な管理等を行なわれたい。

また、洗車等のための必要な予算が確保されるよう併せて検討されたい。